

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年8月18日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 青森県上北県土整備事務所
- (2) 住 所 青森県十和田市西十二番町20-12

2 水路測量を実施する区域及び期間

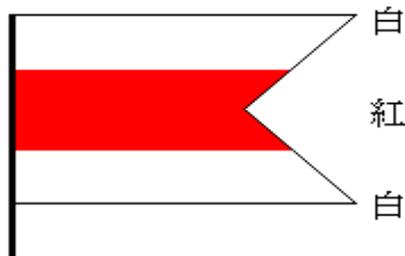
- (1) 区 域 むつ小川原港（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年9月24日から
令和7年12月7日（内5日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



令和6年度 改修 (統合補助) 航路治地浚渫工事
工事番号 補統 第 3-2 号
港湾名 むつ小川原港
施設 上北郡六ヶ所村大字鹿架 地先
深淺図 船尺 1:3000
図面番号 3 業中 1
むつ小川原港管理所
青 森 県

基準面 東京湾平均海面-0.87m
 測量年月 令和 6年 11月測量

基準面 東京湾平均海面-0.87m
 測量年月 令和 7年 6月測量

凡 例
7.3 測量年月 令和 6年 11月測量
6.9 測量年月 令和 7年 6月測量

第1回変更

当初数量 変更数量
 グラブ浚渫 (航路治地) V= 9, 920m³ V=12, 680m³
 ・掘り土量 V=13, 250m³ V=17, 852m³

揚土土捨て
 ・掘り土量 V= 9, 920m³ V=12, 680m³
 V=13, 250m³ V=17, 852m³



区域座標

点名	緯度	経度
A	40° 55' 58" 3700	141° 23' 43" 1645
B	40° 55' 56" 4234	141° 23' 43" 1497
C	40° 55' 56" 1036	141° 23' 42" 2920
D	40° 55' 56" 7577	141° 23' 41" 4426
E	40° 55' 58" 1962	141° 23' 40" 5998
F	40° 55' 59" 1077	141° 23' 38" 8975
G	40° 56' 00" 0124	141° 23' 38" 9052

